

事業主の皆様へ

個人住民税は特別徴収で納めましょう

所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、全ての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。（地方税法第321条の4）

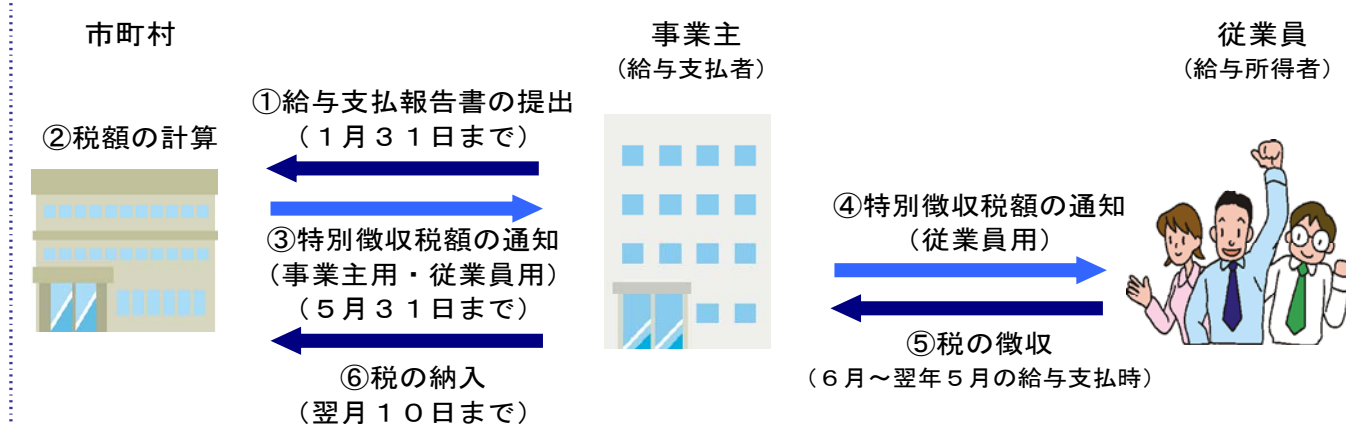
■ 個人住民税とは

個人住民税とは、個人県民税（県税）と個人市町村民税（市町村税）を併せてお住まいの市町村が課税・徴収する地方税のことです。「地域社会の会費」として、県と市町村の行政サービスを支える貴重な財源となっています。

■ 個人住民税の特別徴収とは

特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同じように、事業主（給与支払者）が従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税の税額を引き去り（天引きし）、従業員の住所地の市町村に納入していただく制度です。

個人住民税の特別徴収のしくみ



■ 個人住民税の特別徴収義務者とは

所得税の源泉徴収義務がある事業主の方は、地方税法第321条の4及び市町村の条例により個人住民税の特別徴収義務者として指定されています。

■ 個人住民税の特別徴収の対象となる給与所得者は

前年中に給与の支払いを受け、かつ当年の4月1日において給与の支払いを受けている給与所得者が対象となります。

■ 個人住民税の特別徴収税額は

毎年1月31日までに事業主から提出される給与支払報告書に基づいて市町村が計算し、毎年5月31日までに「特別徴収税額決定通知書」により事業主にお知らせします。

■ 個人住民税の特別徴収のメリットは

個人住民税の特別徴収は、従業員が自分で納付する普通徴収に比べ、

○金融機関に出向いて納付する手間が省ける

○納付を忘れて滞納となったり、延滞金がかかる心配がない

○1回当たりの納付額の負担が少ない（納期は原則年12回）

など、従業員にとって大変便利な制度となっています。

■ 特別徴収以外の納税方法は

従業員（納税義務者）以外で納税通知書により納付される方については、6月に納税通知書が送付されますので、6月から原則年4回の納期ごとに納税していただきます。

なお、下記については各市町村の税務（納税）担当課にご連絡ください。

○個人住民税の特別徴収への切替えの手続きをする場合

○個人住民税を納期内に納めることができない事情がある場合